

感対第 492 号
茨医発第 368 号
令和 4 年 8 月 30 日

各郡市医師会長 殿
各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部長
一般社団法人 茨城県医師会長

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の 適用を踏まえた本県の対応について（依頼）

日頃から本県の感染症対策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）施行規則の一部が改正され、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定することが可能となったところですが、本県においても、高齢者等重症化リスクの高い者への対応に集中できるよう、また、外来のひっ迫を緩和し診察に注力いただけるよう、今般の国の制度に基づき、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定することといたしました。

本取扱いは厚生労働大臣の告示を経て、9月2日（金）0時より適用となりますことから、各医療機関におかれましては、当該緊急避難措置に対応すべく、令和4年8月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について」（以下「厚生労働省事務連絡」という）に基づき、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本依頼につきましては、日々の新型コロナウイルス感染症患者の公表方法の変更等、新型コロナウイルス感染症患者を診察等する医療機関以外においてもご承知いただきたく、県内全医療機関あて通知しておりますので、ご留意願います。

（参考）厚生労働省事務連絡（令和4年8月30日最終改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982297.pdf>

(1) 発生届の限定について

①発生届の作成対象

- これまで本県では感染症法に基づき、全ての新型コロナウイルス感染症患者を診断した場合、同法第12条1項に基づき発生届を作成しておりますが、9月2日(金)より、感染症法施行規則附則第2条の2第4項に基づき、発生届を作成する患者は以下の①から④のいずれかに該当する場合のみとなります。

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ※1、新型コロナ治療薬※2の投与が必要な者
又は
重症化リスクがあり、かつ※1、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

※1 重症化リスクがあるのみでは該当せず、「かつ」以下も該当する場合のみ発生届を作成いただきます。

※2 新型コロナ治療薬は厚生労働省告示により、以下のとおりとなります。

- ・ ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ)、ステロイド薬、ゼビュディ(ソトロビマブ)、トシリズマブ、パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)、バリシチニブ、ラゲブリオ(モルスピラビル)、ベクルリー(レムデシビル)

- 各医療機関におかれましては、9月2日(金)以降、①から④のいずれかに該当する患者であると診断した場合のみ発生届を作成し、①から④のいずれにも該当しない患者については発生届を作成しないようお願いいたします。
- また、当初、①から④のいずれにも該当しないとして診断された患者について、病態悪化等により②又は③に該当すると判断される際は、その旨を診断した時点で、診断した医師により新たに発生届を作成する必要がある場合がございますので、ご留意願います。

※例) 宿泊療養施設からの入院受入時は、②に該当する患者として、入院先の医療機関において発生届を作成する。

- なお、発生届の有無に関わらず、医師が新型コロナウイルス感染症と診断した患者については、従前同様、公費の請求の対象となりますので、併せてご留意願います。

②県への報告

- 発生届の作成スキームについてはこれまでと変更はございませんので、①から④のいずれかに該当する患者であると診断した場合は、HER-SYSによる管轄保健所への届出と、「MY HER-SYS URL 通知ボタン」の押下をお願いいたします。
- また、今般の緊急避難措置を適用するにあたっては、厚生労働省より、引き続き新規陽性者の総数及び年代別人数を毎日公表することが求められておりますことから、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症患者を診断した場合は、その日に診断した新型コロナウイルス感染症患者の総数及び年代別人数のみ(発生届を作成した患者も含む)を、診察終了後※に集計いただき、その日のうちに以下の報告フォームより回答いただきますようお願いいたします。
※ 救急病院等で24時間診療を行う医療機関においては、その日24時間分を集計いただき、速やかに回答をお願いいたします。
- 報告フォームより得た情報を基に、県において毎日、新規陽性者の総数等を取りまとめるうえ公表等を行ってまいります。

【報告フォーム】

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=33696&accessFrom=



※報告時間は3分程度、スマートフォンでもQRコードから回答可能です。

(2) 診療・検査の際に患者に伝達いただきたい事項について

- 発生届が限定されることに伴い、県では発生届を作成しない患者について、氏名含め患者に関する全ての情報を持ち合わせないこととなりますが、入院受入調整、宿泊療養調整、自宅療養フォローアップ等について、患者の求めに応じて必要な支援等実施できるよう体制を敷いております。
- 各医療機関におかれましては、県から患者に対して必要な情報を伝達することができなくなるため、患者が必要な連絡先を把握できるよう、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者として診療や検査を行った時点で、別添の「新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ」を必ず案内いただきますようお願いいたします。
- なお、別添「新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ」では、新型コロナウイルス感染症と診断された患者が、自宅療養中に体調悪化した際の連絡先や、宿泊療養を希望する際の連絡先が掲載されておりますので、必要に応じて患者に対して口頭でも補足いただきますようお願いいたします。
- また、引き続き、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症と診断した患者の病態悪化等に対応するため、自院で診断した患者に対して体調悪化時は自院に相談するようお声がけいただくなど、診断後の診療等につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

(3) その他

- 本取扱いの適用により、9月2日(金)以降の患者について、自宅療養者の生活(食料)支援は終了となります。
- また、発生届の対象外となる患者については、HER-SYSの登録が行われず、My HER-SYSや紙の療養証明書の発行はできなくなります(国において廃止の方針、医療保険への対応は厚生労働省と金融庁が調整中)ので、ご承知お祈ります。
- 本取扱いに関する厚生労働省事務連絡は随時改定が予定されており、最新の事務連絡は随時以下ウェブページに掲載されますので、併せてご承知お祈ります。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html
- なお、本県で8月下旬より実施しております茨城県検査キット送付センターは8月末をもって終了となる一方、引き続き発熱外来のひっ迫緩和に対応すべく、陽性者情報登録センターについては9月末まで設置期間を延長いたしますので、必要に応じて本センターをご案内いただく等ご対応いただきますようお願いいたします。